特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
宝塚市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
宝塚市長

公表日
令和5年10月31日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	地方税法、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 被保険者の資格得喪に関すること 2. 保険税の賦課に関すること 3. 被保険者への給付に関すること 4. 被保険者の保健事業に関すること 番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、健康管理システム、中間サーバー、 次期国保総合システム及び国保情報集約システム（以下、「国保総合（国保集約）システム」という。）、 医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名
国民健康保険情報ファイル、健診結果情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第一の16の項及び30の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法　第9条第1項（利用範囲） 　別表第1　項番30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	番号法第19条第8号 （別表第二における情報提供の根拠） ・1，2，3，4，5，9，12，15，17，22，26，27，30，33，39，42，46，58，62,78，80，81，87，88， 93，95，97，106，109，120 （別表第二における情報照会の根拠） ・42，43，44，45，121 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宝塚市市民交流部国民健康保険課
②所属長の役職名	国民健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒665－8665　兵庫県宝塚市東洋町1番1号 0797－77－2024 宝塚市総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒665－8665　兵庫県宝塚市東洋町1番1号 0797－77－2065 宝塚市市民交流部国民健康保険課

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月2日	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	国民健康保険法に基づき以下の事務を行う。 1．被保険者の資格得喪に関すること 2．保険税の賦課に関すること 3．被保険者への給付に関すること	国民健康保険法に基づき以下の事務を行う。 1．被保険者の資格得喪に関すること 2．保険税の賦課に関すること 3．被保険者への給付に関すること 4．被保険者の保健事業に関すること	事後	
平成28年6月2日	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、健康管理システム、中間サーバー	事後	
平成28年6月2日	3．個人番号の利用　法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第一の30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	・番号法第9条第1項　別表第一の16の項及び30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条	事後	
平成28年6月2日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	（別表第二における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「国民健康保険法による」が含まれる項（42，43，44，45の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠）第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、49及び53条 （情報照会の根拠）第25及び26条	（別表第二における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「国民健康保険法による又は地方税の賦課」が含まれる項（27，42，43，44，45の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠）第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、49及び53条 （情報照会の根拠）第20、25及び26条	事後	
平成28年12月5日	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、健康管理システム、中間サーバー	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、健康管理システム、中間サーバー、次期国保総合システム及び国保情報集約システム	事前	
平成28年12月5日	2．特定個人情報ファイル名	国民健康保険情報ファイル	国民健康保険情報ファイル、健診結果情報ファイル	事後	
平成29年6月30日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	（別表第二における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「国民健康保険法による又は地方税の賦課」が含まれる項（27，42，43，44，45の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠）第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、49及び53条 （情報照会の根拠）第20、25及び26条	（別表第二における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「国民健康保険法による又は地方税の賦課」が含まれる項（27，42，43の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠）第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、49及び53条 （情報照会の根拠）第20、25及び25条の2	事後	
平成29年6月30日	5．評価実施機関における担当部署　②所属長	国民健康保険課長　植田　昌克	国民健康保険課長　廣嶋　泰也	事後	
平成30年7月2日	5．評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	国民健康保険課長　廣嶋　泰也	国民健康保険課長	事後	
平成30年7月2日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数	平成27年5月31日時点	平成30年5月1日時点	事後	
平成30年7月2日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数	平成27年5月31日時点	平成30年5月1日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅳリスク対策	―	新様式による項目追加	事後	
令和2年6月25日	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、健康管理システム、中間サーバー、次期国保総合システム及び国保情報集約システム	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、健康管理システム、中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和3年9月2日	4．情報提供ネットワークシステムよる情報連携　②法令上の根拠	文中「番号法第19条第7号　別表第二」	文中「番号法第19条第8号　別表第二」	事後	番号法改正に伴うもの
令和3年9月2日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月2日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和5年10月31日	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　①事務の名称	国民健康保険法に基づき以下の事務を行う。	国民健康保険に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	国民健康保険法に基づき以下の事務を行う。 1. 被保険者の資格得喪に関すること 2. 保険税の賦課に関すること 3. 被保険者への給付に関すること 4. 被保険者の保健事業に関すること	（略） 番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ （略）	事後	
令和5年10月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、健康管理システム、中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、健康管理システム、中間サーバー、次期国保総合システム及び国保情報集約システム（以下、「国保総合（国保集約）システム」という。）、 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	次期国保総合システムに名称変更するため。
令和5年10月31日	3. 個人番号の利用　法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第一の16の項及び30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条	・番号法第9条第1項　別表第一の16の項及び30の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法　第9条第1項（利用範囲） 　別表第1　項番30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事後	
令和5年10月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	・番号法第19条第8号　別表第二 （略） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （略）	番号法第19条第8号 （別表第二における情報提供の根拠） ・1，2，3，4，5，9，12，15，17，22，26，27，30，33，39，42，46，58，62,78，80，81，87，88， 93，95，97，106，109，120 （別表第二における情報照会の根拠） ・42，43，44，45，121 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法 附則第6条第4項　（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として 機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事後	・(理由)現時点までの番号法の条文ズレを見直して記載した。 ・(理由)公金受取口座登録制度が開始されることで、同口座情報に関して情報提供ネットワークシステムを利用し、デジタル庁の公的給付支給等口座登録簿の副本情報を照会することが必要になるために、「121」を追記した。